

資料編

- 資料 1 南丹市美しいまちづくり条例
- 資料 2 各地域の環境保全活動の紹介
- 資料 3 温室効果ガス排出量の算定と予測方法
- 資料 4 部門別温室効果ガス排出量
- 資料 5 温室効果ガスの削減目安量の内訳
- 資料 6 計画の策定体制と経緯

資料 1 南丹市美しいまちづくり条例

南丹市美しいまちづくり条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 166 号

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 6 条)
第 2 章	自然景観保全(第 7 条—第 9 条)
第 3 章	まち並み保全(第 10 条)
第 4 章	生活環境の育成 (第 11 条—第 15 条)
第 5 章	水質保全(第 16 条・第 17 条)
第 6 章	環境美化推進委員 (第 18 条—第 20 条)
第 7 章	土地開発、建築の規制 (第 21 条—第 23 条)
第 8 章	公害発生防止 (第 24 条—第 26 条)
第 9 章	推進体制(第 27 条)
第 10 章	環境基本計画 (第 28 条・第 29 条)
第 11 章	補則(第 30 条)
	附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、南丹市の美しいまちづくり施策を推進する上で、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、市並びに市民及び市内外の関係者の責務を定め、美しいまちづくりの推進を目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民は、南丹市の優れた自然と先人から受け継いだ歴史的、文化的遺産を将来にわたって継承し、潤いと安らぎに満ちた美しい景観と住みよい環境づくりを推進する。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「起業者」とは、南丹市の区域内における開発行為に係る工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (2)「来訪者」とは、観光・レクリエーションを目的として南丹市を訪れる者

をいう。

- (3)「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及びこれらに類するとみなし得る行為をいう。

(市の責務)

第 4 条 市は、総合計画に基づくまちづくりの方針により、環境の維持保全が実現されるよう、総合的な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、日常生活において互いにその生活環境を損なうことのないよう心掛け、自ら進んで良好な環境の形成に努めなければならない。

(関係者の責務)

第 6 条 市内外の関係者は、営業又はその他の活動を行うに当たり、美しいまちづくりによる良好な環境の創造に努めなければならない。

第 2 章 自然景観保全

(緑の保全)

第 7 条 南丹市、市民、起業者及び来訪者(以下「市民等」という。)は豊かな生活環境を確保するために、不可欠な要素である優れた風景地の緑を保全し、地域の緑化に努めなければならない。

(緑化の推進)

第 8 条 市は、その管理する公園、広場その他の公共の場所の敷地内に樹木又は花き等を植栽し、その育成に努めなければならない。

(緑化の普及)

第 9 条 市民等は、自己の所有し、又は管理する土地等に樹木又は花き等の植栽を行い、土地等の緑化による良好な環境の育成に努めなければならない。

第 3 章 まち並み保全

(美化意識の高揚)

第 10 条 市民等は、豊かな自然環境、美しい集落景観を維持することが、快適な生活に欠くことのできない貴重な財産であることを理解し、自然の保護と環境の美化に努めなければならない。

第4章 生活環境の育成

(実践活動)

第11条 市民等は、美しいまちづくりのため、河川・道路や行楽地等におけるごみの持ち帰り運動の推進及び美化清掃活動を推進しなければならない。

2 市民等は、土木及び建築工事等に伴う資材、廃材又は廃車の保管については、その周囲を清潔に保ち、環境の美化に努めなければならない。

(環境美化)

第12条 市民等は、家庭の外で生じさせた空き缶、空き瓶、吸殻その他の廃棄物等（以下「廃棄物等」という。）を持ち帰り、又は回収する容器へ収納するよう努めなければならない。

第12条の2 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、その動物に適した管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼育しなければならない。

第12条の3 土地又は建物の所有者及び管理者は、当該土地又は建物が地域の良好な生活環境を損なう状況にならないよう努めなければならない。

(関係者の適正処理)

第13条 市内外の関係者は、その活動によって生じる廃棄物の散乱を防止し、生じた廃棄物等を自らの責任と負担において適正に処理し、市の実施する施策に協力するものとする。

(廃棄物の再利用)

第14条 市民等は、物の大切さを認識し、可能な限り活用できる廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。

(散乱防止重点区域)

第15条 市長は、ごみの散乱を特に防止する必要があると認める区域をごみの散乱防止重点区域として指定することができる。

第5章 水質保全

(水質対策)

第16条 市は、河川の水質を守るため、汚濁防止と水質保全に努めるものとする。

(河川愛護)

第17条 市民等は、廃食用油等の処理及び洗剤の使用等を適正に行い水質保全に努め、調理くず及び廃棄物等を水路、河川に投棄してはならない。

第6章 環境美化推進委員

(設置)

第18条 健康で文化的な生活を推進し、地域の環境保全と市民の健康増進のために、各地区に環境美化推進委員（以下「委員」という。）を設置する。

(任期)

第19条 委員は、当該地区住民の推薦に基づき、市長がこれを委嘱し、その任期は1年とする。ただし、やむを得ぬ事由により任期の中途において退職する場合は、後任者は前任者の残任期間とする。

(任務)

第20条 委員は、当該地区において次の各号に掲げる事項の実施については、次のとおりとする。

- (1) 地域住民への環境美化及び衛生意識の啓発、高揚の指導
- (2) 地域で行う環境美化活動及びこれに関する指導
- (3) 地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導
- (4) 地域のごみ収集施設の管理・運営に関すること。
- (5) その他環境衛生の促進に関すること。

第7章 土地開発、建築の規制

(風俗営業店等の規制)

第21条 次に掲げる区域については美しい自然景観を守り、良好な生活環境の保全を図るため、パチンコ店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号に規定する遊技場のうちマージャン遊技を目的とするものを除く遊技施設）の設置は認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(ゴルフ場開発の規制)

第22条 次に掲げる区域についてはゴルフ場（5ヘクタール以上）の開発については認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(廃棄物処理施設の規制)

第23条 一般及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、法律に定めのあるもののほか、地域特性に配慮するとともに生活環境保全等に支障のないようにしなければならない。

第8章 公害発生防止

(公害の防止)

第24条 市民等は、近隣に迷惑となる騒音、煤煙、悪臭等の発生防止に努めなければならない。

(不法投棄の防止)

第25条 すべての市民は、廃棄物等を河川、道路、山林等に投棄してはならない。

(野焼きの禁止)

第26条 すべての市民は、廃棄物を畑、ドラム缶等で焼却してはいけない。

第9章 推進体制

(推進体制の確立)

第27条 この条例を円滑に推進するため、南丹市の環境を守り育てる会(以下「育てる会」という。)を設置する。

2 育てる会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 環境基本計画

(環境基本計画)

第28条 市長は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、南丹市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第29条に定める南丹市環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境審議会)

第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、南丹市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は委員若干人をもって組織する。

3 委員は、恵み豊かな環境の保全及び創造に関して高い識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の生活を見直し町を美しくする条例(平成2年園部町条例第1号)、八木町環境保全推進委員設置規則(平成13年八木町規則第1号)、日吉町の自然を守り町を美しくする条例(平成9年日吉町条例第26号)又は美しい町づくり条例(平成4年美山町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料２ 各地域の環境保全活動の紹介

1. 各地域の主な活動内容

■ 市全域

活動区分	活動内容
環境全般の保全活動	環境美化活動や環境パトロール、グリーンカーテン、研修会などが行われています。 子どもたちを対象とした野外活動体験の実施や環境保全活動の指導者育成が行われています。 再生可能エネルギーの普及や農業水路などを利用した小水力発電など、南丹市の環境を生かした事業の提案や活動が行われています。

■ 園部地域

活動区分	活動内容
伝統工芸の保全活動	若手職人がものづくりや情報交換を行える共同工房の活用や展示・販売イベントの開催、子供や一般向けの体験教室の開催などが行われています。
野外体験活動	るり溪などの地域資源を活かした里山体験が行われています。

■ 八木地域

活動区分	活動内容
森づくり活動	森林の下草刈りや間伐、薪・炭・チップなど木質バイオマス燃料の普及啓発活動、シイタケなど林産資源の調査研究など、子どもから大人まで参加する森づくり活動が行われています。
環境保全型農業	乳酸菌や家畜排せつ物由来の堆肥・液肥などを利用した環境保全型農業が行われています。

■ 日吉地域

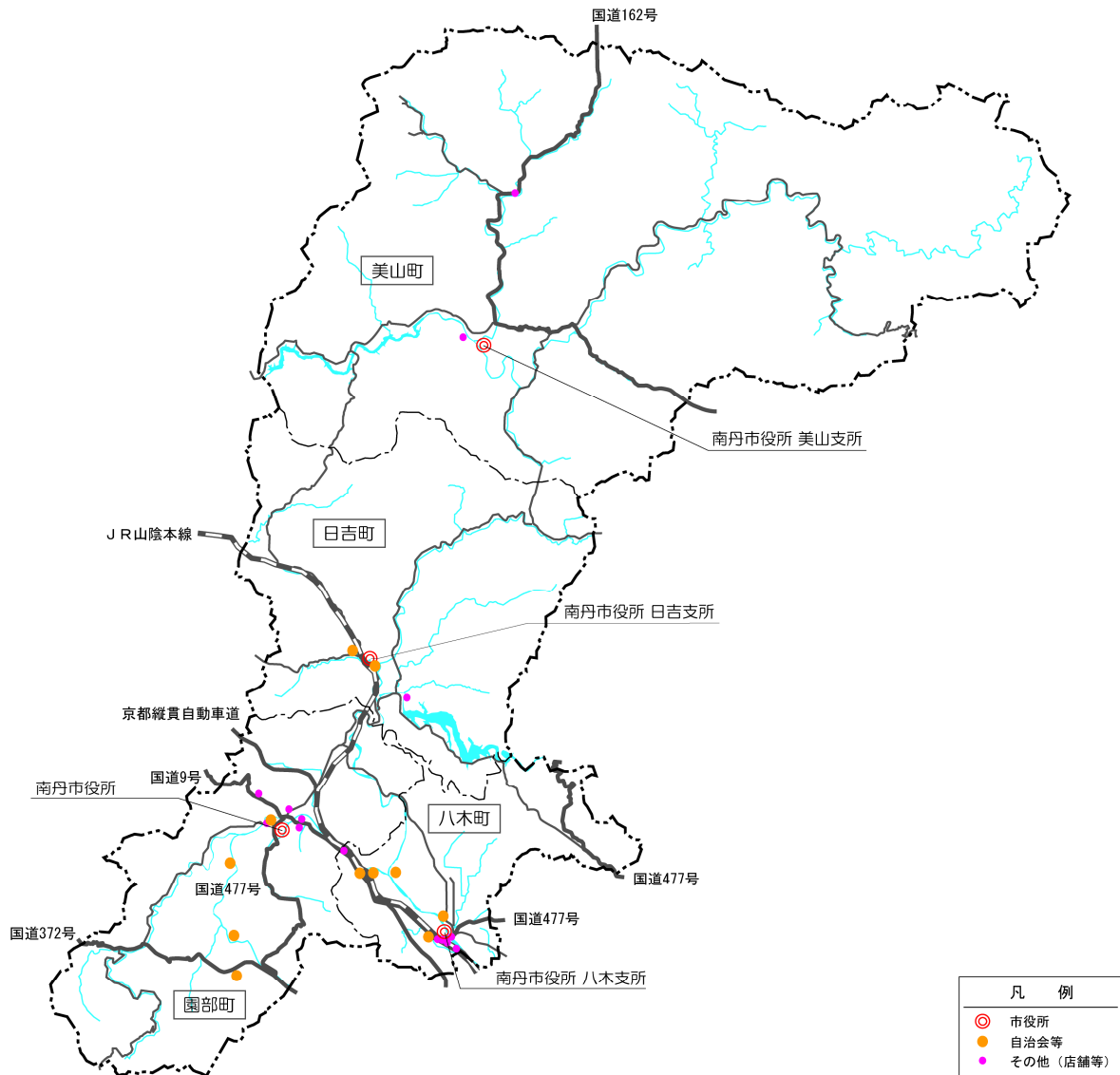
活動区分	活動内容
環境保全活動	特別天然記念物オオサンショウウオの研究観察を通じた自然環境保全や情報発信が行われています。
森づくり活動	京都府全域から参加者を募り、森林の下草刈りや間伐、人材育成、安全講習、観察会の開催などが行われています。
環境保全型農業	生産過程における環境への負荷が極力少なく持続可能な有機・自然農法の普及をめざし、営農技術の研究開発や農業者の育成などが行われています。

■ 美山地域

活動区分	活動内容
環境保全活動	廃油を利用した環境にやさしい石鹸の製造や活用、普及啓発、不法投棄対策などが行われています。
環境保全活動	希少なベニバナヤマシャクヤク群生地自然环境保全などが行われています。
野外体験活動	芦生の森やかやぶき民家などの地域資源を活かしたエコツアーや人材育成などが行われています。

2. 南丹市廃食油回収場所

- 本市では、廃食油を回収、精製してバイオディーゼル燃料（BDF）としてバスの燃料などに利用しています。平成 28 年 11 月現在、廃食油回収場所は 29 箇所あり、このうち各支所を含む市役所では、市全域を対象として廃食油の回収を行っています。



廃食油回収場所位置図

資料3 温室効果ガス排出量の算定と予測方法

1. 現状排出量の算定方法

1) ガイドライン

- 温室効果ガス排出量の算定は、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（平成26年2月、環境省）に基づき行いました。

2) 各種係数

- 温室効果ガス排出量の算定には、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行令第3条に規定されているエネルギー種別温室効果ガス排出係数を用いましたが、電気の排出係数については、電力会社から毎年公表される値を用いました。

<参考>

- ・「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き（別冊1）」の「2-5 排出係数」
- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（環境省）
(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>)
- ・地方公共団体実行計画策定支援サイト（環境省）
(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html)

3) 算定方法

- 各部門における温室効果ガス排出量の算定は、ガイドラインに基づき行いました。

対象部門		考え方	出典
エネルギー 起源	CO ₂	【農林業】 【鉱業・建設業】 ・京都府全体の各エネルギー消費による排出量を、就業者数の比率で按分し市の排出量を算出する。 ・電力は、京都府全体の電力消費量を、就業者数の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 【製造業】 ・京都府全体の各エネルギー消費による排出量を、製造品出荷額の比率で按分し市の排出量を算出する。 ・電力は、京都府全体の電力消費量を、製造品出荷額の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） 農林業センサス、漁業センサス（農林水産省） 経済センサス（総務省） 工業統計（経済産業省）
		・京都府の各エネルギー消費による排出量を、業務系床面積の比率で按分し市の排出量を算出する。 ・電力は、京都府全体の電力消費量を、業務系床面積の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） 固定資産の価格等の概要調査（総務省） 南丹市調査
		・灯油は、近畿地方における世帯あたりの平均購入量に、世帯数を乗じて市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・LPGは、京都府全体のLPG販売量を、世帯数の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・電力は、市の電力使用量（電灯契約分）を消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	家計調査年報（総務省） 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省） 日本LPGガス協会による資料
		・自動車は、全国における貨物・旅客自動車それぞれ1台あたり軽油消費量、乗用車1台あたりガソリン消費量に、各台数を乗じて市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・鉄道は、JR西日本全体での排出量を、営業キロ数で按分し市の排出量とする。	自動車輸送統計調査（国土交通省） 自動車保有台数統計（一般社団法人自動車検査登録情報協会） 京都府統計書（京都府） JR西日本による報告書
非エネルギー 起源	廃棄物 部門	CO ₂	・一般廃棄物の中に含まれる廃プラスチックの焼却量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・一般廃棄物の焼却量、産業廃棄物（下水汚泥）の焼却量、有機性廃棄物の堆肥化（生ごみ・家畜ふん尿）量、下水処理施設での処理量、し尿処理施設での処理量、生活排水処理施設の種類ごとの処理対象人員に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・一般廃棄物の焼却量、産業廃棄物（下水汚泥）の焼却量、有機性廃棄物の堆肥化（生ごみ・家畜ふん尿）量、下水処理施設での処理量、し尿処理施設での処理量中の窒素量、生活排水処理施設の種類ごとの処理対象人員に排出係数を乗じて排出量を算出する。
		CH ₄	
		N ₂ O	
	農業 部門	CH ₄	・水稲作付面積、家畜の種類ごとの頭羽数、家畜の種類ごとのふん尿量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 京都府統計書（京都府） 南丹市調査
		N ₂ O	

2. 森林による吸収の算定方法

- 京都議定書に基づき二酸化炭素吸収源の対象となる森林は、①拡大造林・再造林、②森林経営活動、③森林減少活動が行われた森林となります。本市においては、③の対象となる森林はほとんどないため、①拡大造林・再造林、②の森林経営活動が行われた森林を対象としました。
- 吸収量の算定は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書に基づき、以下の方法により行いました。

①拡大造林・再造林

森林ではなかった土地を、人為的に転換した森林。また、かつて森林であったがそれ以外の用途に転換されていた土地を、人為的に転換した森林のこと。

$$\text{二酸化炭素吸収量} = 1 \text{ ha あたりの二酸化炭素吸収量}^{\ast 1} \times \text{拡大造林・再造林の面積}^{\ast 2}$$

※1：②森林経営活動の算定対象森林面積及び二酸化炭素吸収量から 1ha あたりの二酸化炭素吸収量を算出

※2：南丹市の造林・間伐実績面積

② 森林経営活動

森林を適切な状態に保つために、平成 2 年以降森林施業が行われている育成林および保安林等に指定し措置を講じている天然生林のこと。

$$\text{育成林の二酸化炭素吸収量} = \text{炭素ストック量}^{\ast 1} \times \text{FM率}^{\ast 2} \times 44/12$$

※1： ΣC

$C = \text{齢級} \times \text{容積密度} \times \text{バイオマス拡大係数} \times (1 + \text{地上部に対する地下部の比率}) \times \text{炭素含有量}$

※2：日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2016 年）（温室効果ガスインベントリオフィス）に記載された FM 率

$$\text{天然生林の二酸化炭素吸収量} = \text{炭素ストック量} \times 44/12$$

<参考>

- 温室効果ガスインベントリオフィスホームページ

(<http://www-gio.nies.go.jp/index-j.html>)

3. 温室効果ガスの将来排出量の算定方法

- 現状のまま新たな温暖化対策を講じない場合の、平成 32 年度の排出量について推計しています。排出量は、基本的に以下の式で表すことができます。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量（指標）} \times \text{原単位}$$

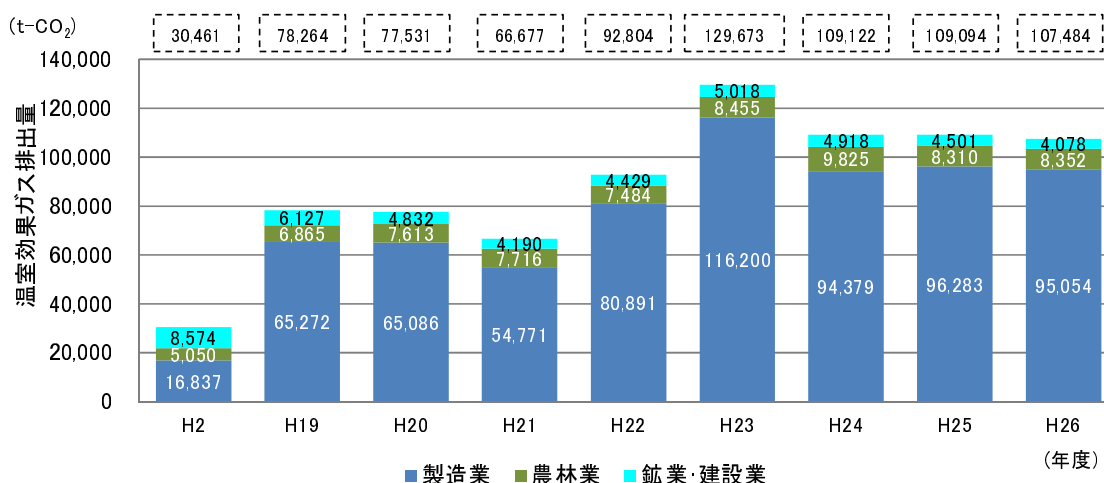
- 「活動量（指標）」については、経年変化に基づき将来の推移を予測し、それぞれ設定します。「原単位」については、今後も現状レベルのままで推移すると仮定し、平成 26 年度の値で固定します。（下表参照）

部門		活動量・原単位		予測方法
産業	農林業	活動量	就業者数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	就業者1人あたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
	鉱業・建設業	活動量	従業者数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	従業者1人あたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
	製造業	製造品出荷額は現状のまま横ばいに推移するとし、排出量は現状と同等と想定 (活動量・原単位は設定しない)		
民生業務		業務床面積は現状のまま横ばいに推移するとし、排出量は現状と同等と想定 (活動量・原単位は設定しない)		
民生家庭		活動量	世帯数	京都府の世帯数将来推計値から按分
		原単位	1世帯あたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
運輸	自動車	活動量	自動車台数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	1台あたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
	鉄道	営業キロや便数などに変更がないものとし、排出量は現状と同等と想定 (活動量・原単位は設定しない)		
廃棄物	廃棄物の焼却	活動量	廃棄物量	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	廃棄物1tあたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
	排水処理	活動量	処理対象人口	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	1人あたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
農業	水田	活動量	水稻作付面積	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	1haあたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
	家畜飼養・家畜排せつ物	活動量	家畜の頭羽数合計	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	1頭・羽あたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定
	肥料の使用	活動量	作付面積合計	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	1haあたりのCO ₂ 排出量	現状値(H26年度値)で固定

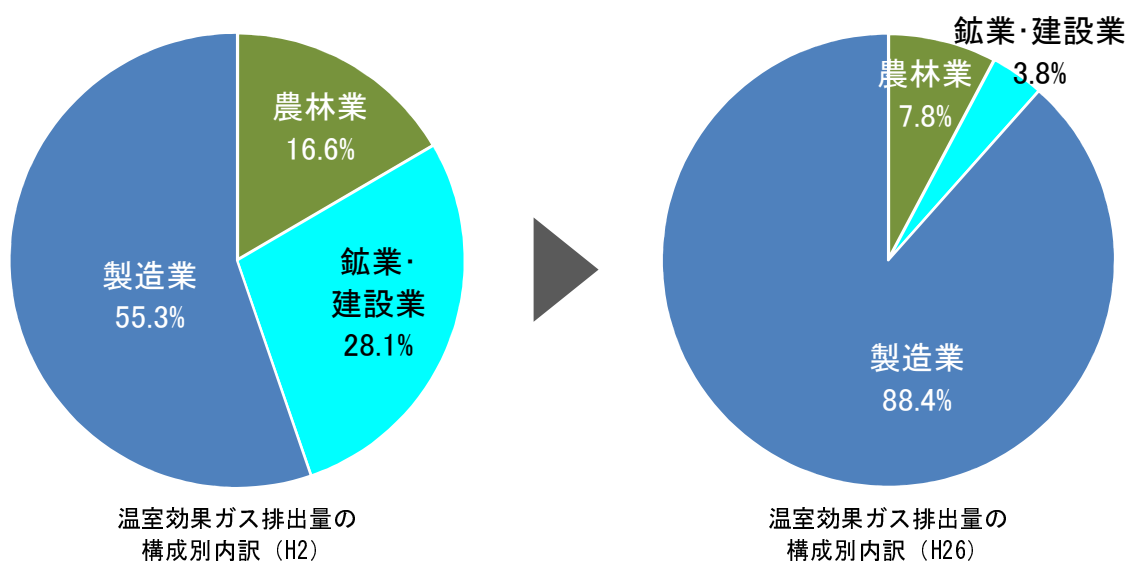
資料４ 部門別温室効果ガス排出量

1. 産業部門

- 平成 26 年度の産業部門の排出量は、107,484 t-CO₂ となっており、平成 2 年度と比べて 77,023t-CO₂（約 253%）増加しています。
- 温室効果ガス排出量の推移をみると、平成 2 年度以降急激に増加しており、平成 24 年度以降は 110,000t-CO₂ 程度で推移しています。
- 平成 26 年度の産業部門の構成別内訳は、製造業が約 88%と大部分を占めており、産業部門の温室効果ガス排出量に大きな影響を与えています。
- 本市では企業誘致などを推進しており、規模の大きな製造業事業所が増加し、事業活動が活発化したことにより、温室効果ガス排出量が増加したと考えられます。

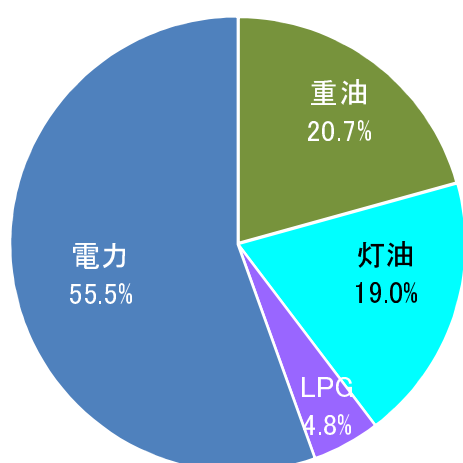
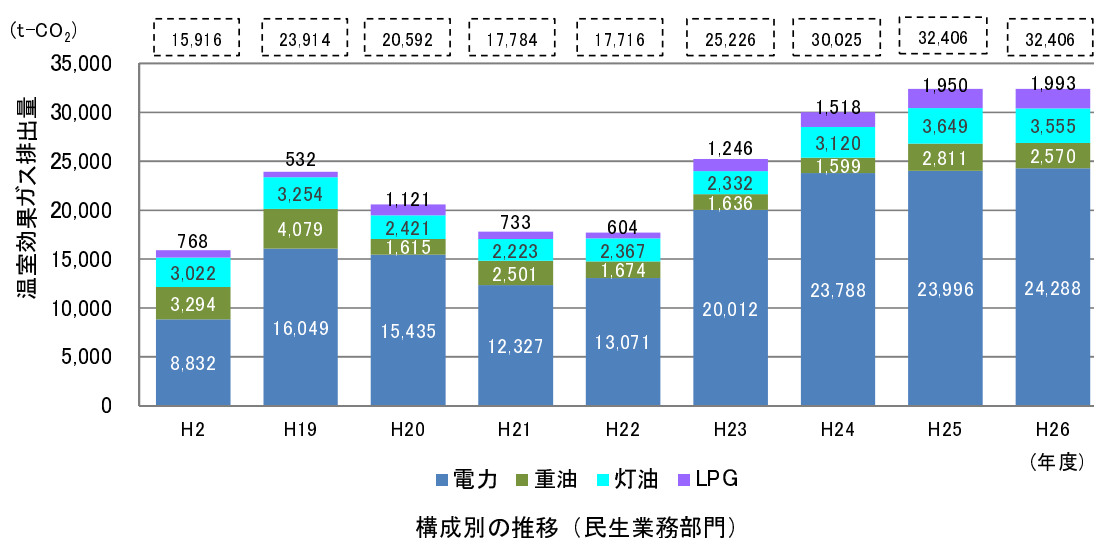


構成別の推移（産業部門）

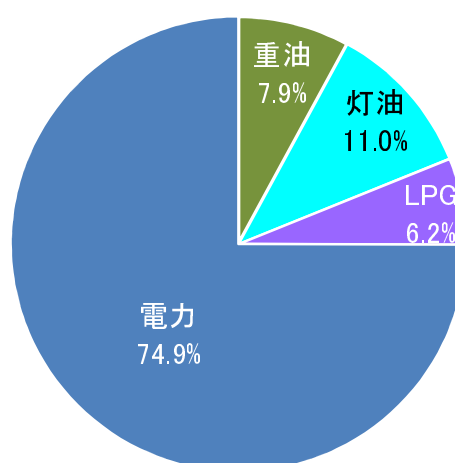


2. 民生業務部門

- 平成 26 年度の民生業務部門の排出量は、32,406 t-CO₂ となっており、平成 2 年度と比べて 16,490t-CO₂（約 104%）増加しています。
- 温室効果ガス排出量の推移をみると、平成 23 年度以降急激に増加しており、東日本大震災によって原発が停止し、電気の排出係数が急激に上昇したことが影響していると考えられます。
- 平成 26 年度の民生業務部門の構成別内訳は、電力が約 75%と大部分を占めており、民生業務部門の温室効果ガス排出量に大きな影響を与えています。



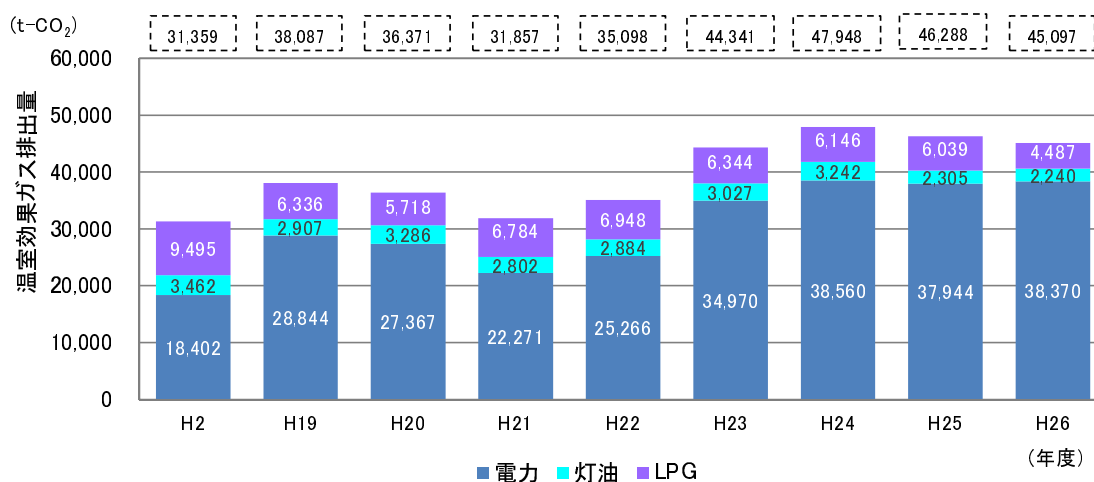
温室効果ガス排出量の
構成別内訳（H2）



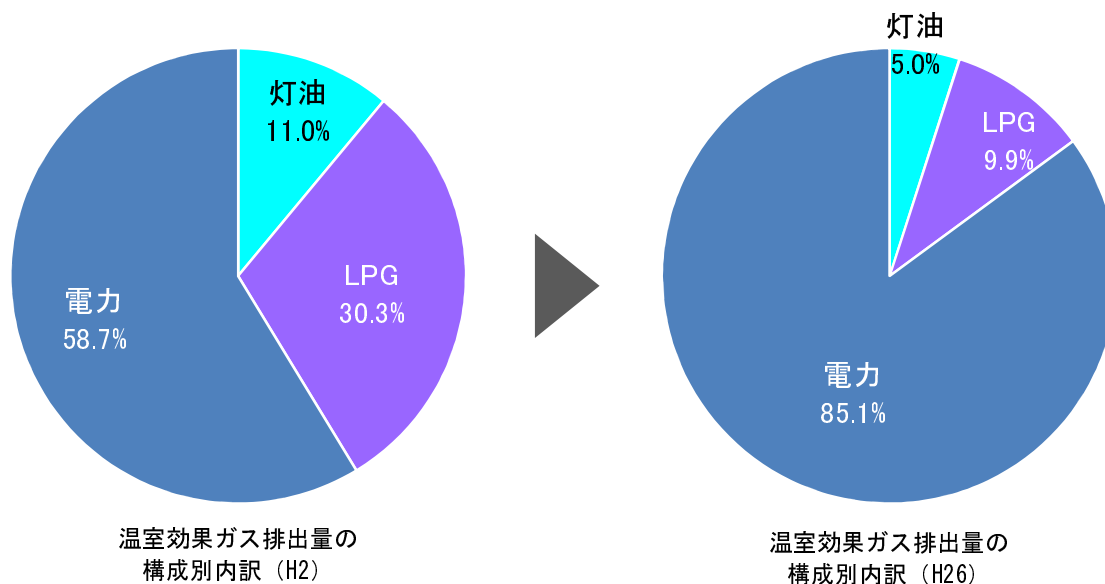
温室効果ガス排出量の
構成別内訳（H26）

3. 民生家庭部門

- 平成 26 年度の民生家庭部門の排出量は、45,097 t-CO₂ となっており、平成 2 年度と比べて 13,738t-CO₂（約 44%）増加しています。
- 温室効果ガス排出量の推移をみると、平成 23 年度以降急激に増加しており、民生業務部門と同様、電気の排出係数が影響していると考えられます。
- 平成 26 年度の民生家庭部門の構成別内訳は、電力が約 85%と大部分を占めており、民生家庭部門の温室効果ガス排出量に大きな影響を与えています。

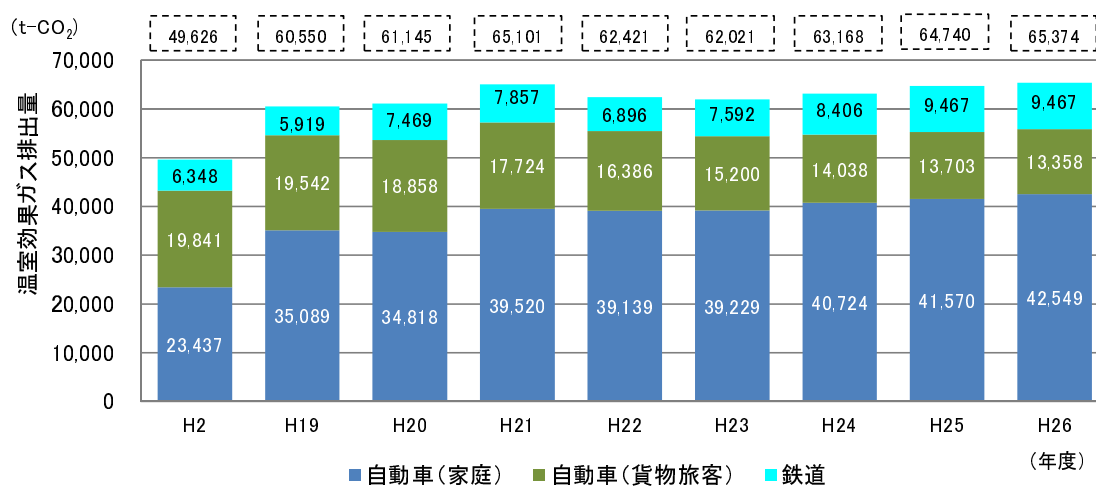


構成別の推移（民生家庭部門）

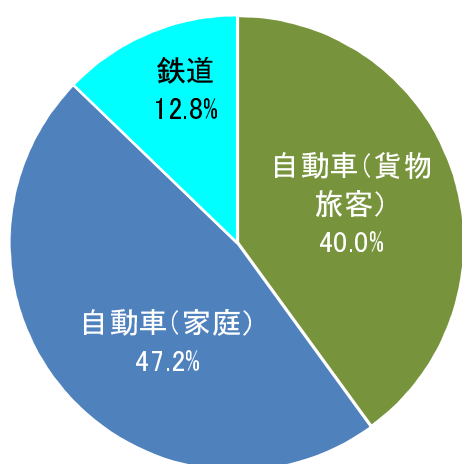


4. 運輸部門

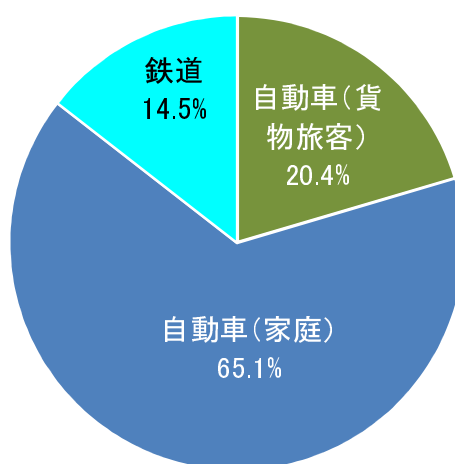
- 平成 26 年度の運輸部門の排出量は、65,374 t-CO₂ となっており、平成 2 年度と比べて 15,748t-CO₂（約 32%）増加しています。
- 温室効果ガス排出量の推移をみると、平成 19 年度から同程度の排出量で推移しています。
- 平成 26 年度の運輸部門の構成別内訳は、家庭用自動車が半数を占めており、運輸部門の温室効果ガス排出量に大きな影響を与えています。



構成別の推移（運輸部門）



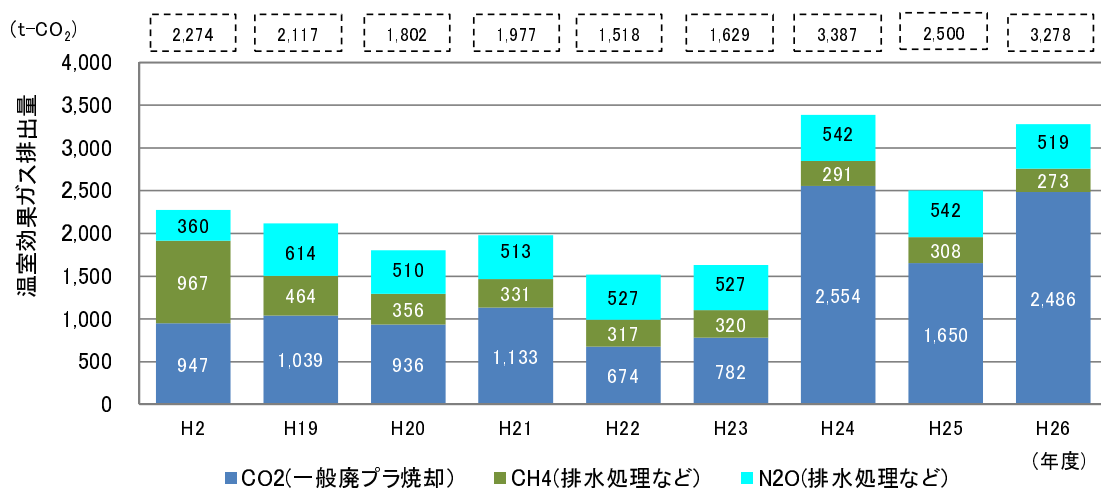
温室効果ガス排出量の
構成別内訳（H2）



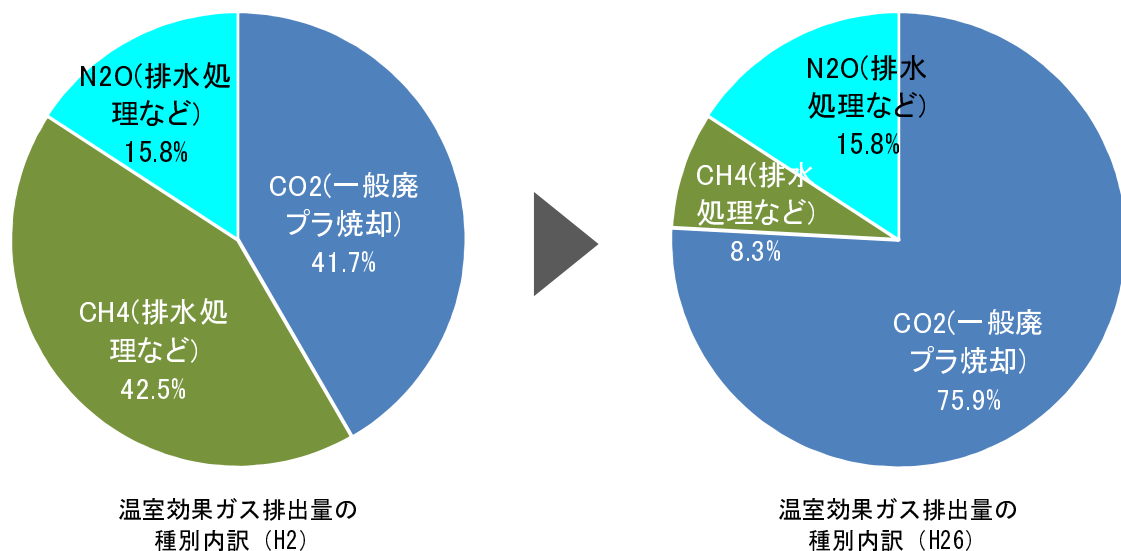
温室効果ガス排出量の
構成別内訳（H26）

5. 廃棄物部門

- 平成 26 年度の廃棄物部門の排出量は、3,278 t-CO₂ であり、平成 2 年度と比べて 1,004t-CO₂（約 44%）増加しています。
- 温室効果ガス排出量の推移をみると、平成 24 年度以降急激に増加しており、これは、企業誘致などにより事業系ごみが増加し、一般廃棄物の可燃ごみに占める廃プラスチックの割合が高まったことなどが影響していると考えられます。
- 平成 26 年度の廃棄物部門の構成別内訳は、廃プラスチックの焼却が約 76%と大部分を占めており、廃棄物部門の温室効果ガス排出量に大きな影響を与えています。

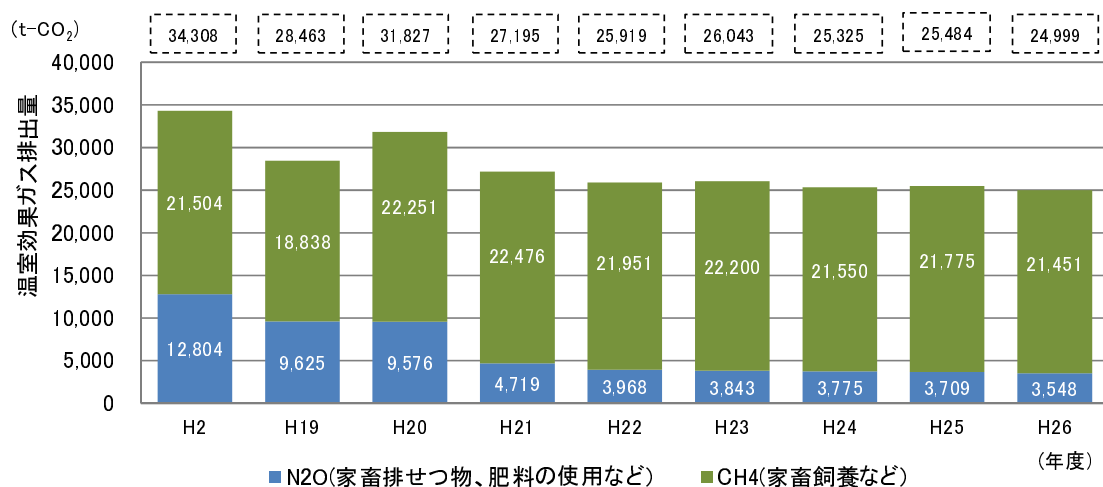


種類別の推移（廃棄物部門）

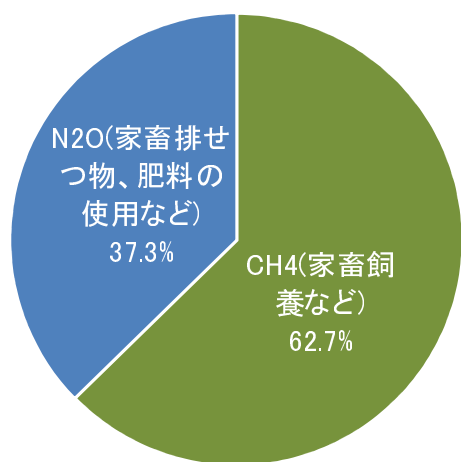


6. 農業部門

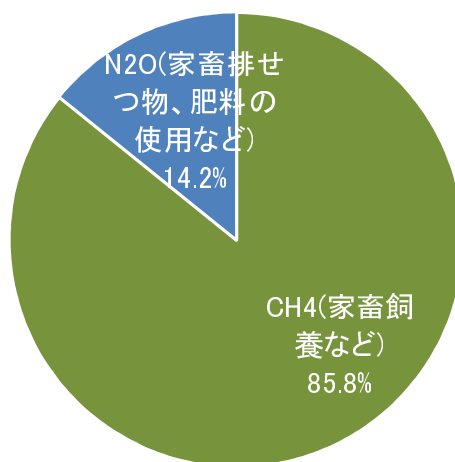
- 平成26年度の農業部門の排出量は、24,999 t-CO₂であり、平成2年度と比べて9,309t-CO₂（約27%）減少しています。
- 温室効果ガス排出量の推移をみると、平成20年度以降緩やかな減少傾向にあり、これは、家畜頭数や耕作面積の減少が影響していると考えられます。
- 平成26年度の農業部門の構成別内訳は、家畜飼養などに由来するメタンが約86%と大部分を占めており、農業部門の温室効果ガス排出量に大きな影響を与えています。



構成別の推移（農業部門）



温室効果ガス排出量の
種別内訳（H2）



温室効果ガス排出量の
種別内訳（H26）

資料5 温室効果ガスの削減目安量の内訳

- 本計画で掲げる削減目標を達成するために見込んでいる削減目標量の目安の詳細は、以下のとおりです。

産業部門		(削減目標量の見込み)
工場などでの省エネルギー対策	4,135 t-CO ₂	
高効率熱源機や高性能ボイラーなど高効率機器の導入 ESCO・環境マネジメントシステムなどの導入 事業者の自主行動による削減	など	
工場などへの新エネルギー導入	558 t-CO ₂	
太陽光発電やコージェネレーションシステムの導入	など	
計	4,693 t-CO ₂	
民生業務部門		
オフィスや店舗での省エネルギー対策	2,667 t-CO ₂	
高効率空調機器や高効率給湯器、LED照明など高効率機器の導入 ESCO・環境マネジメントシステムの導入 事業者の自主行動による削減 行政の事務事業における削減	など	
オフィスや店舗への新エネルギー導入	68 t-CO ₂	
太陽光発電や薪・ペレットストーブの導入	など	
計	2,735 t-CO ₂	
民生家庭部門		
家庭でできる省エネルギー対策	1,098 t-CO ₂	
エコキュートやエコジョーズ、LED照明など高効率機器の導入 トップランナー基準の家電製品の導入 住宅の断熱化、省エネ住宅の普及 市民の自主行動による削減	など	
住宅への新エネルギー導入	670 t-CO ₂	
太陽光発電や薪・ペレットストーブの導入	など	
計	1,768 t-CO ₂	
運輸部門		
交通面での省エネルギー対策	1,243 t-CO ₂	
【乗用車】エコドライブの推進 【貨物車など】エコドライブの推進 カーセーブデーの実践 トラック輸送の効率化	など	
低炭素型の自動車導入	2,363 t-CO ₂	
【乗用車】トップランナー基準車の普及 【貨物車など】トップランナー基準車の普及 【乗用車】クリーンエネルギー自動車の普及 【貨物車など】クリーンエネルギー自動車の普及	など	
計	3,606 t-CO ₂	
廃棄物部門および農業部門		
ごみの3Rと資源の地産地消推進	1,038 t-CO ₂	
ごみの減量化推進 マイバッグ持参によるレジ袋削減推進 バイオマス資源の利活用推進	など	
計	1,038 t-CO ₂	
森林による吸収		
	5,610 t-CO ₂	
合計		19,450 t-CO ₂

※ 廃棄物部門および農業部門には、バイオマス資源の利活用による効果も見込む

資料6 計画の策定体制と経緯

1. 計画の策定体制

南丹市環境審議会 委員名簿

(敬称略)

No.	役 職	委 員 名	所 属 等
1	会長	丹羽 英之	京都学園大学 准教授
2	副会長	小中 昭	南丹市の環境を守り育てる会 副会長
3	委員	宇野 齊	日吉町森林組合 代表理事組合長
4	〃	阜 正是	南丹市小学校校長会 南丹市立胡麻郷小学校 校長
5	〃	藤田 良則	船井郡衛生管理組合 事務局長
6	〃	松田 清孝	南丹市 副市長
7	〃	松山 豊樹	京都府南丹保健所 技術次長兼環境衛生室長
8	〃	宮田 洋二	京都府地球温暖化防止活動推進委員 口丹地域連絡会 代表

2. 策定の経緯

年 月 日	会 議 等	主な検討内容
平成 28 年 8 月 22 日	第 8 回南丹市環境審議会	・計画の基本的事項について ・南丹市の環境の現状と課題について ・温室効果ガス排出削減目標について
平成 28 年 11 月 10 日	第 9 回南丹市環境審議会	・環境基本計画のこれまでの取り組みと その評価と施策について ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編） の将来推計と削減目標、施策について
平成 28 年 12 月 16 日	第 10 回南丹市環境審議会	・環境基本計画素案について
平成 29 年 1 月 10～31 日	パブリックコメント	・市民からの意見募集
平成 29 年 2 月 8 日	第 11 回南丹市環境審議会	・パブリックコメントなど意見のとりま とめについて ・南丹市環境基本計画概要版などの確認 について
平成 29 年 2 月 21 日	答申	・南丹市環境基本計画（地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）含む）（案） の答申